

議案第 95 号

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 31 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部
を改正する条例

川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成 24
年川崎市条例第 73 号）の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

（電磁的記録等）

第 22 条 地域活動支援センターの設置者及び職員は、記録、保存その他これ
らに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、
謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識す
ることができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条にお
いて同じ。）で行うことが規定されている、又は想定されるもの（次項に規
定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記
録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ
ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供され

るものをいう。)により行うことができる。

- 2 地域活動支援センターの設置者及び職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設置者及び職員が書面で記録、保存等を行うことが規定されている、又は想定されるものについては、書面に代えて、電磁的記録により行うことができることとすること等のため、この条例を制定するものである。